（特別業務基本方針）

第十三条の三　会社は、財務省令で定める特別業務の実施に関する事項について、特別業務指針に即して、特別業務に関する基本方針（次項において「特別業務基本方針」という。）を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　財務大臣は、前項の規定により認可をした特別業務基本方針が会社による特別業務の適確な実施上不適当となったと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第十六条第二項中「利息」の下に「（利息と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。）」を、「借入金」の下に「（借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第三十三条第一項及び第三項において同じ。）」を加える。

第二十六条の次に次の二条を加える。

（区分経理）

第二十六条の二　会社は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　特別業務以外の業務（第三十三条において「一般業務」という。）

二　特別業務

（区分経理に係る会社法の準用等）

第二十六条の三　会社法第二百九十五条、第三百三十七条、第三百七十四条、第三百九十六条、第四百三十一条から第四百四十三条まで、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十六条中「株式会社の」とあるのは「株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額」とあるのは「であって当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であって当該剰余金の属する勘定に計上されるもの」と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同条第一項第二号中「を準備金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2　会社法第四百四十八条、第四百四十九条並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、第三十一条第一項の規定による準備金の積立て及び同条第二項の規定による準備金の取崩しを行う場合を除き、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十八条第一項及び第二項中「準備金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「に準備金」とあるのは「に株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　会社が前条の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの会社の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する資本金の額の合計額とし、この場合において、会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第二十七条第一項中「前条第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

第三十一条第一項中「会社は」の下に「、第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において」を加え、同条第二項中「会社は」の下に「、前項のそれぞれの勘定において」を加え、「前項」を「同項」に改め、同条第四項中「処分」の下に「及び第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の準備金は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

第三十三条第一項中「資金の借入れ」の下に「（借入れと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。以下この条、第三十五条第一項及び第四十六条第五号において同じ。）」を、「短期借入金」の下に「（短期借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第六項において同じ。）若しくは外国通貨長期借入金（外国通貨による借入金であって、弁済期限が一年を超えるものをいう。以下この条及び第三十五条第一項において同じ。）」を加え、同条第二項中「短期借入金」の下に「外国通貨によるものを除く。）」を加え、同項ただし書中「を借り換える」を「について借換え（借換えと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第七項において同じ。）を行う」に改め、同条第三項中「借り換えた」を「借換えを行った」に改め、同条第四項中「発行」の下に「及び外国通貨長期借入金の借入れ」を加え、同条第五項中「発行した」を「発行し、又は外国通貨長期借入金の借入れをした」に改め、同条第六項中「第一項に規定する」の下に「借入れのうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために借入れを行う」を、「短期借入金」の下に「、外国通貨長期借入金」を、「社債」の下に「のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債」を、「会社の」の下に「一般業務に係る勘定に属する」を加え、「基準額」を「一般業務に係る基準額」に、「限度額」を「一般業務に係る限度額」に改め、同条第七項中「規定する社債」の下に「のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債」を加え、「限度額」を「一般業務に係る限度額」に改め、同条第八項中「第十一条第一号」を「一般業務のうち、第十一条第一号」に、「基準額」を「一般業務に係る基準額」に、「限度額」を「一般業務に係る限度額」に改め、同条に次の二項を加える。

9　前三項の規定は、特別業務について準用する。この場合において、第六項及び前項中「一般業務に係る基準額」とあるのは「特別業務に係る基準額」と、前三項中「一般業務に係る限度額」とあるのは「特別業務に係る限度額」と、前項中「から第六号まで」とあるのは「、第三号、第四号及び第六号」と読み替えるものとする。

10　会社がこの条の規定により資金の借入れ又は社債の発行をして調達した資金は、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

第三十五条第一項中「除く。）」の下に「又は外国通貨長期借入金の借入れに係る債務」を加える。

第四十六条中第六号を削り、第五号を第六号とし、同条第四号中「第三十三条第六項」及び「同条第八項」の下に「（同条第九項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第十三条の三第二項又は第三十八条第二項の規定による財務大臣の命令に違反したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条に一項を加える改正規定、第十三条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第二十六条の次に二条を加える改正規定、第二十七条第一項及び第三十一条の改正規定、第三十三条第六項の改正規定（「短期借入金」の下に「、外国通貨長期借入金」を加える部分を除く。）、同条第七項及び第八項の改正規定、同条に二項を加える改正規定並びに第四十六条の改正規定並びに附則第五条（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第二十二条第一項の表第三十三条第一項の項の改正規定を除く。）及び第八条の規定は、平成二十九年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。